(b) 判決が確定していること。

(c) 移送の要請があった時に、刑を言い渡された者が刑に服する期間として少なくとも一年の期間が残っていること又は刑の期間が定められていないこと。

(d) 刑を言い渡された者が移送に同意していること。

(e) 刑が科せられる理由となった作為若しくは不作為が受入国の法令により犯罪を構成すること又は当該作為若しくは不作為が受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること。

(f) 移送国及び受入国が移送に同意していること。

2　両締約国は、刑を言い渡された者の刑に服すべき期間が1(c)に規定する期間よりも短いときにおいても、移送に同意することができる。

第四条　中央当局

1　各締約国は、次条、第六条及び第十三条の規定に基づく両締約国間の連絡を円滑にするため、中央当局を指定する。

(a) 日本国については、中央当局は、外務省とする。

(b) (a) ベトナム社会主義共和国については、中央当局は、公安省とする。

2　1に規定する各条の規定に基づく両締約国間の連絡は、中央当局を通じて行う。この2の規定にかかわらず、緊急その他特別の事情がある場合には、それぞれの国の法令に定めるところにより、日本国法務省及びベトナム社会主義共和国公安省は、直接相互に連絡することができる。

第五条　要請及び回答

1　移送の要請及び回答は、書面により行う。

2　要請を受けた締約国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請を行った締約国に通報する。

第六条　移送に関する手続

1　移送国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知する。

2　移送国は、刑を言い渡された者がこの条約に従って移送されることについて移送国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、受入国に対してその旨を書面により通報する。

3　2の通報には、次に掲げる事項を含む。

(a) 刑を言い渡された者の氏名、国籍、写真、生年月日及び出生地

(b) (b) 刑を言い渡された者が受入国に住所を有する場合には、受入国における住所

(c) (c) 刑の根拠となった事実の説明

(d) (d) 刑の性質、期間、開始日及び終了日

4　移送国は、刑を言い渡された者がその移送について受入国に対して関心を表明した場合には、受入国の要請により3に掲げる事項を受入国に対して書面により通報する。

5　受入国は、移送国の要請があった場合には、受入国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、移送国に対して次に掲げる文書又は説明書を提供する。

(a) 刑を言い渡された者が受入国の国民であること又は日本国が受入国である場合には刑を言い渡された者が第三条1(a)に規定するその他の者であることを示す文書又は説明書

(b) 移送国において刑が科せられる理由となった作為若しくは不作為が受入国の法令により犯罪を構成すること又は当該作為若しくは不作為が受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す受入国の関係法令の写し

(c) 受入国による刑の執行方法に関する説明書

6　移送国は、移送の要請が行われた場合には、移送国又は受入国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、受入国に対して次に掲げる文書又は説明書を提供する。

(a) 判決及び判決の根拠となった法令の写し

(b) 既に刑に服した期間を明示する説明書（刑の減免その他刑の執行に関連する事項についての情報に係るものを含む。）

(c) 第三条1(d)に規定する移送についての同意を記載した書面

(d) 刑を言い渡された者の医療若しくは社会生活に関する報告書又は刑事施設における行状に関する報告書、移送国における刑を言い渡された者の処遇に関する情報及び受入国における移送後の刑を言い渡された者の処遇に関する意見に関する文書

7　移送国又は受入国は、移送について要請する前又は移送に同意するかしないかを決定する前に、5又は6に掲げる文書又は説明書の提供を求めることができる。

8　移送国又は受入国は、刑を言い渡された者に対し、2及び4の規定に従ってとった全ての措置並びにいずれかの締約国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知する。

第七条　同意及びその確認

1　移送国は、第三条1(d)の規定に従って移送に同意する刑を言い渡された者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。その同意に関する手続は、移送国の法令により規律される。

2　移送国は、受入国に対し、同意が1に定める条件に従ってなされたことを領事又は受入国の指定する他の公務員を通じて確認する機会を与える。

第八条　移送国に対する移送の効果

1　受入国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、移送国における刑の執行を停止する効力を有する。

2　移送国は、受入国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもはや執行することができない。

第九条　刑の執行の継続

1　受入国は、自国の法令に従って必要な措置をとることにより移送国の刑の執行を継続する。

2　移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令（拘禁その他の形態の自由の剥奪に服する条件を規律するもの及び仮釈放その他の措置による拘禁その他の形態の自由の剥奪の期間の短縮について定めるものを含む。）により規律される。

3　受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

4　もっとも、受入国は、刑の性質若しくは期間が自国の法令に適合しない場合又は自国の法令が要求する場合には、自国の法令に従って必要な措置をとることにより、移送国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。受入国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質及び期間に関して、移送国において命ぜられた制裁にできる限り合致するものとする。受入国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質及び期間について、移送国において命ぜられた制裁よりも重いものであってはならない。

第十条　特赦、大赦及び減刑

各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

第十一条　判決に対する再審

移送国のみが判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。

第十二条　刑の執行の終了

受入国は、決定又は措置であってその結果として刑を執行することが不可能となるものについて移送国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。